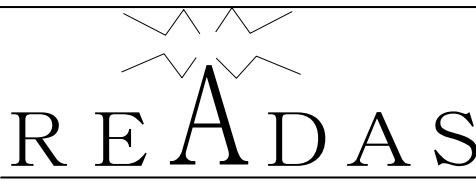


第 4829 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 10月 8日 火曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 有給休暇を買い上げるとき

**Q**：当社は、従業員の有給休暇が消化できなかった場合は、これを買い上げることとしています。この場合、源泉徴収は必要ですか？

**A**：源泉徴収が必要になります。

### 【解説】

所得税法では、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与にかかる所得をいう」と規定しており、一般的に、雇用契約又はこれに準ずる関係に基づいて非独立的ないしは従属的に提供される労務の対価と解されています。

したがって、雇用関係等に基づいて雇用主から定期的に支払われる給料、賃金等のほか、次のものも給与所得に含まれることとなります。

- ① 臨時的に支払われる賞与
- ② 家族手当、皆勤手当、時間外手当、残業手当、住宅手当、休日出勤手当、役付手当、職務手当、期末手当、決算手当等が金銭で支払われるもの（支払名目を問いません。）
- ③ 金銭以外の物や権利等の供与により受ける経済的利益
- ④ 専従者給与

ところで、会社が、従業員の有給休暇を金銭で買い上げる場合ですが、その買い上げる金銭は、労務提供に対する対価ですから、金額の多少にかかわらず給与所得に該当します。

したがって、所得税等の源泉徴収をしなければなりません。

